

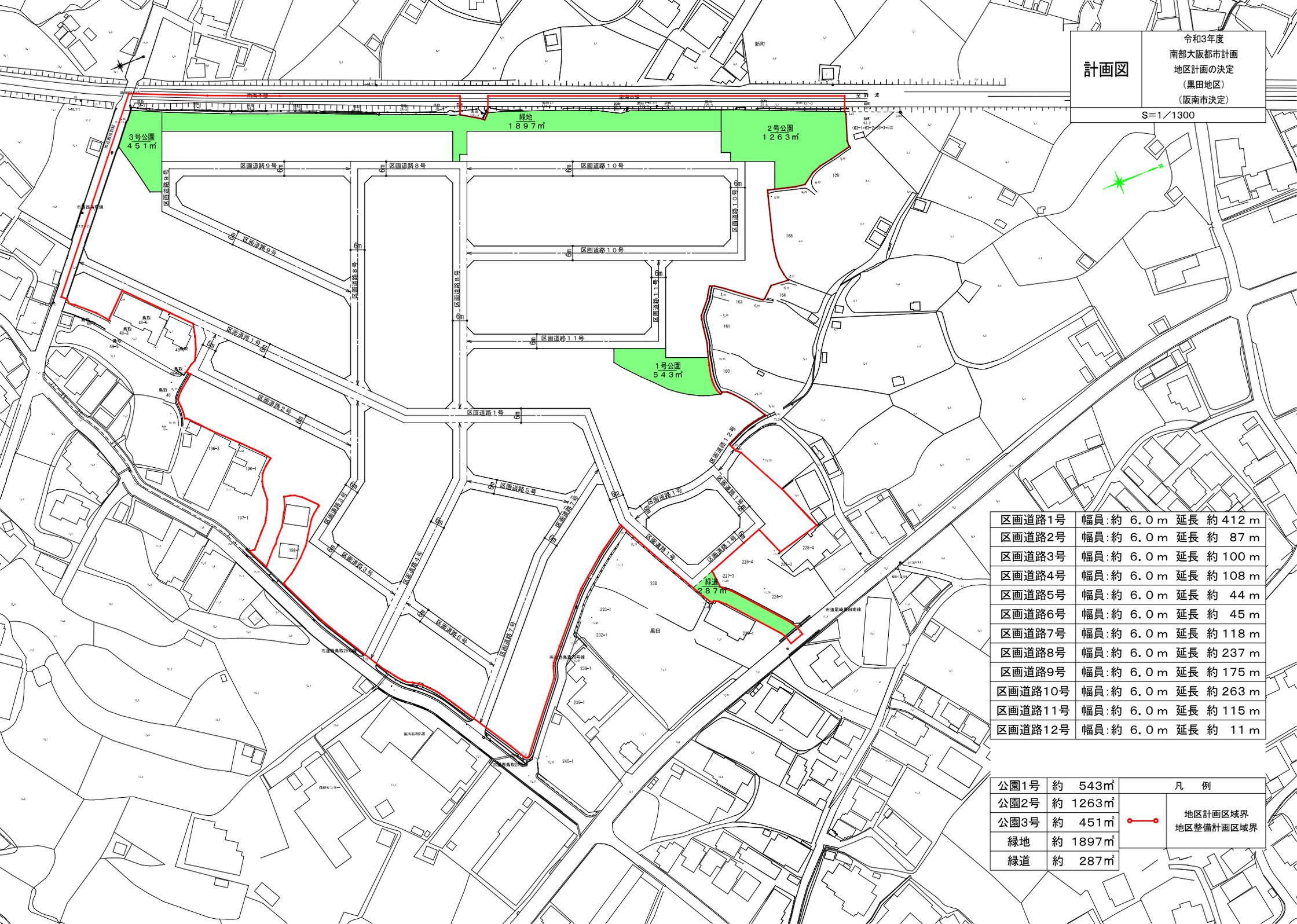
黒田地区地区計画における制限の内容 一覧

※表中、ゴシック文字の部分は、都市計画又は市建築条例により建築基準法上の制限となるものを示す。

I 住宅地区

用 途	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅（二世帯住宅を含み、長屋住宅は除く。）及び低層集合住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に規定するもの 3. 診療所 4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5. 前各号に掲げる建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。）
建 ぺい 率	50%
容 積 率	100%
敷 地 面 積	150㎡以上
壁面の位置	道路境界線及び敷地境界線より1.0m以上
高 さ	<p>10m以下</p> <p>ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該部分から、前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの
かき又はさくの構造	<p>道路等（建築基準法第43条第1項ただし書きに示す空地等を含む）に面するかき又はさく（門柱及び門扉を除く）を設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。</p> <p>ただし、宅地地盤面より高さ60cm以下の腰積みを併設することは妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス等を設置する場合で前号と同等の機能を有するよう植栽等により美観に配慮し、緑化に努めたもの。 <p>ただし、道路等に面して植栽帯を設ける場合は、この限りでない。</p>
緑 被 率	<p>都市計画法第58条の2台1項の規定に基づく届出により、みどりの大阪推進計画（黒田地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度を定める要綱）を順守する。</p>

計画図



区画道路1号	幅員:約 6.0 m	延長 約 412 m
区画道路2号	幅員:約 6.0 m	延長 約 87 m
区画道路3号	幅員:約 6.0 m	延長 約 100 m
区画道路4号	幅員:約 6.0 m	延長 約 108 m
区画道路5号	幅員:約 6.0 m	延長 約 44 m
区画道路6号	幅員:約 6.0 m	延長 約 45 m
区画道路7号	幅員:約 6.0 m	延長 約 118 m
区画道路8号	幅員:約 6.0 m	延長 約 237 m
区画道路9号	幅員:約 6.0 m	延長 約 175 m
区画道路10号	幅員:約 6.0 m	延長 約 263 m
区画道路11号	幅員:約 6.0 m	延長 約 115 m
区画道路12号	幅員:約 6.0 m	延長 約 11 m

公園1号	約 543m ²	凡 例
公園2号	約 1263m ²	
公園3号	約 451m ²	 地区計画区域界 地区整備計画区域界
緑地	約 1897m ²	
緑道	約 287m ²	